

火災予防分野の各種手続に係る電子申請等の 標準モデルの構築に関する報告書（案） 【概要版】

令和3年12月9日(木)

総務省消防庁予防課

「標準モデル報告書」の構成

- 目的
- 火災予防分野の電子申請等の標準モデルの検討
 - 電子申請等導入時の標準様式の作成
 - 標準的な業務プロセスの検討・整理
 - マイナポータル・ぴったりサービスを利用したシステム構成例
- 電子申請等の実証実験
 - 実証実験の範囲
 - 実証実験のスケジュール
 - 実証実験の準備
 - 実証実験の標準的な環境
 - 実証実験測定項目
 - 実証実験測定結果
- 標準モデルの普及策の検討
 - 普及策の検討
 - 今後の課題

目的

- 「デジタル・ガバメント実行計画」でオンライン化対象とされた以下の19手続について、マイナポータル・ぴったりサービスを利用して電子申請等導入時の業務フローや標準様式等を検討するとともに、複数の消防本部での実証実験を実施し、電子申請等の標準モデルを構築するとともにその普及策の検討を行う。

No	手続名	根拠法令
1	防火管理者の選任届	消防法（昭和23年法律第186号）第8条第2項
2	防火管理者の解任届	
3	消防用設備等（特殊消防用設備等）の設置届	同法第17条の3の2
4	消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検報告	同法第17条の3の3
5	工事整備対象設備等の着工届	同法第17条の14
6	統括防火管理者の選任届	同法第8条の2第4項
7	統括防火管理者の解任届	
8	防火対象物点検結果の報告	同法第8条の2の2第1項
9	自衛消防組織の設置届	同法第8条の2の5第2項
10	自衛消防組織の変更届	
11	防災管理者の選任届	同法第36条第1項
12	防災管理者の解任届	
13	統括防災管理者の選任届	
14	統括防災管理者の解任届	
15	防災管理対象物点検結果の報告	
16	消防計画の作成（変更）届	消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条の2第1項
17	防火対象物全体の防火管理に係る消防計画の作成（変更）届	同令第4条の2第1項
18	防災管理に係る消防計画の作成（変更）届	同令第48条第1項
19	防災管理対象物全体の防災管理に係る消防計画の作成（変更）届	同令第48条の3第1項

電子申請等導入時の標準様式の作成

- 火災予防分野における電子申請等の導入に向け、現状の法令様式の処理状況や管理項目、業務プロセスのフローチャートの検討結果等を踏まえながら、電子申請等で必要となるデータ項目を整理した。
- 各種手続で添付される資料については、ファイル形式や添付の要否を含め、電子申請時の対応について検討を行った。

※ なお、様式ごとの検討結果は、別紙1として取りまとめている

(1) 必要なデータ項目の整理

現行の法令様式で記入を求めている項目に加え、テナント名など実際の手続時に各消防本部が追加的に把握している項目を整理したほか、対面申請から電子申請等への移行に当たり、申請者との連携を円滑に行うために必要となる項目の検討を行った。

(2) 必要なデータ項目の標準化

郵便番号や法人名称、氏名など、複数の手続に共通する項目は手続間で桁数、データ型等の統一を図ったほか、入力負荷や入力ミスの軽減を目的として、プルダウン、ラジオボタン、チェックボックスといった選択式の入力方法の採用を積極的に検討した。

標準的な業務プロセスの検討・整理

- 火災予防分野における電子申請等の導入に向け、現行の標準的な業務プロセス及び電子申請等導入時の標準的な業務プロセスについて検討し、フローチャート形式で整理した。

※ なお、様式ごとの検討結果は、4章に取りまとめている

(1) 現行の標準的な業務プロセスの検討

現行の標準的な業務プロセスの検討については、消防本部で実施している業務プロセスを類型化（パターン分け）し、より多くの消防本部で実施しているものを標準とする方針で検討を進めた。

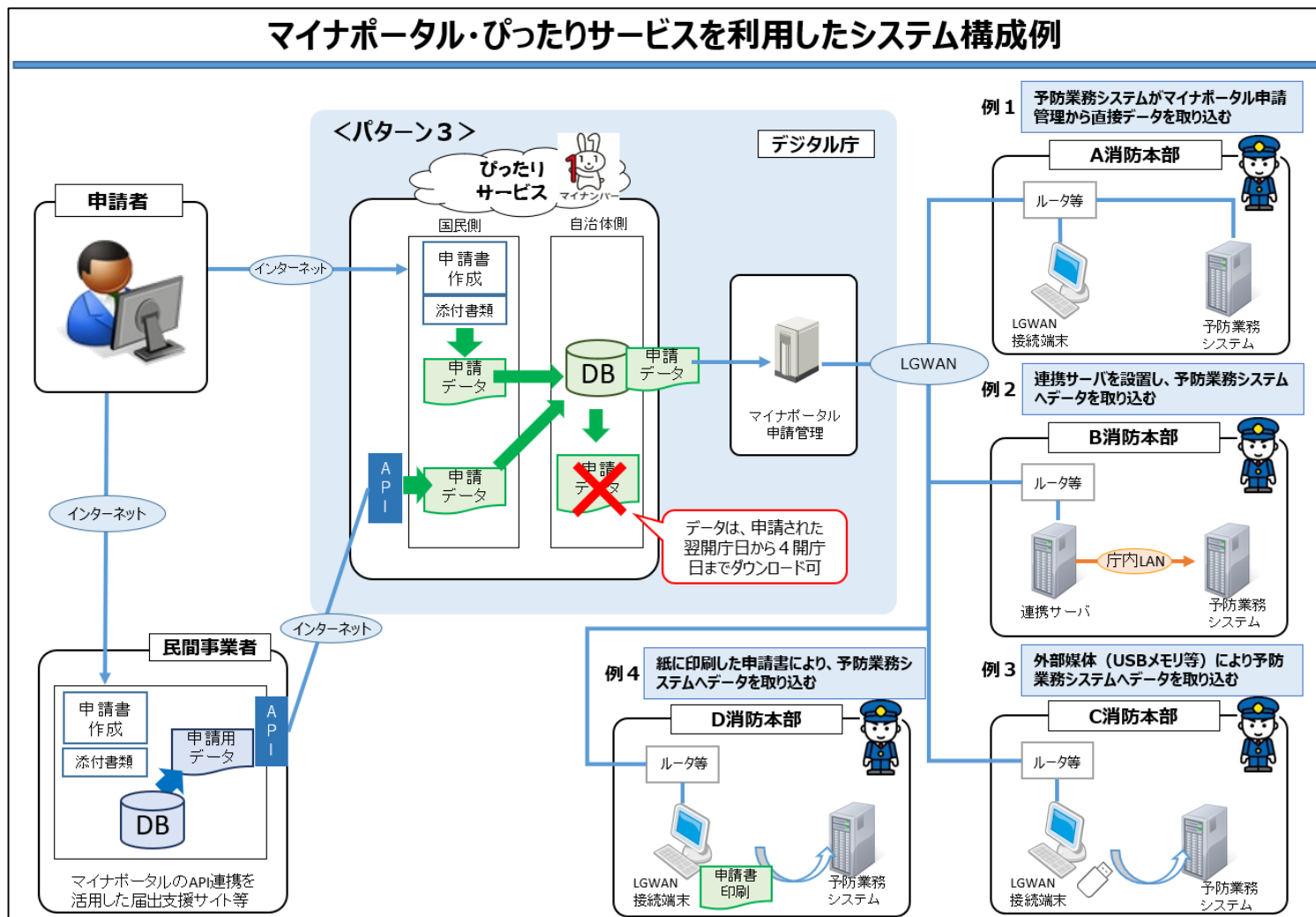
(2) 電子申請等導入時の標準的な業務プロセスの検討

現行の標準的な業務プロセスのフローチャートを作成した後、電子申請等導入時の標準的な業務プロセスのフローチャートを作成し、各種課題について検討した。電子申請等導入時の標準的な業務プロセスについては、ぴったりサービス及びマイナポータル申請管理を利用し、申請窓口を一元化する方針で検討した。

なお、利用者への周知・連絡に電子メールを用いることから、メールの利用環境の整備と合わせ、申請データからの利用者メールアドレスの抽出、アドレスの管理方法についても適宜検討が必要となる。

マイナポータル・ぴったりサービスを利用したシステム構成例

- 電子申請等導入時の標準的な業務プロセスのフローチャートは、ぴったりサービス及びマイナポータル申請管理を利用した場合のシステム構成に関し、以下の4例の構成を検討した。なお、業務の効率化・合理化の視点からは、予防業務システムにおいてデータ取り込みまで完了すること（下図例1）が望ましいが、各消防本部において現行システムとの調整が必要となる。



実証実験の範囲

- 実証実験の対象の手続は以下のとおり。各手続の複雑さを考慮して、以下のように分け、実証実験を進めた。
なお、①及び③については処理時間等への影響に鑑み、規模を分けて実施することとした。

手続名	実証実験当初から 対象の手続 (標準様式①)	実証実験開始後順次対象と なる手続 (標準様式②)
①消防計画作成（変更）届出	○	
②防火・防災管理者選任（解任）届出	○	
③全体についての消防計画作成（変更）届出	○	
④防火対象物点検結果報告		○
⑤統括防火・防災管理者選任（解任）届出	○	
⑥自衛消防組織設置（変更）届出	○	
⑦消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出		○
⑧消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告		○
⑨工事整備対象設備等着工届出		○
⑩防災管理点検結果報告		○

実証実験のスケジュール

- 7月から8月にかけてぴたりサービスの利用環境の設定を進め、実際の電子申請による申請の受付開始は9月下旬。
- 電子申請による申請等の受付に当たっては、まず標準様式①の受付から開始し、順次標準様式②に拡大した。
- 実証実験参加本部（以下、「実証本部」という）においては、LGWAN接続端末や必要なユーザアカウントの準備を順次進めた。
- 実証実験では、電子申請導入の効果を測定するため、導入前後の平均処理時間や削減される紙の量の測定・比較を実施。



実証実験参加本部

- 令和3年6月1日に開催した実証団体選定委員会において、以下の5本部を実証本部として選定。

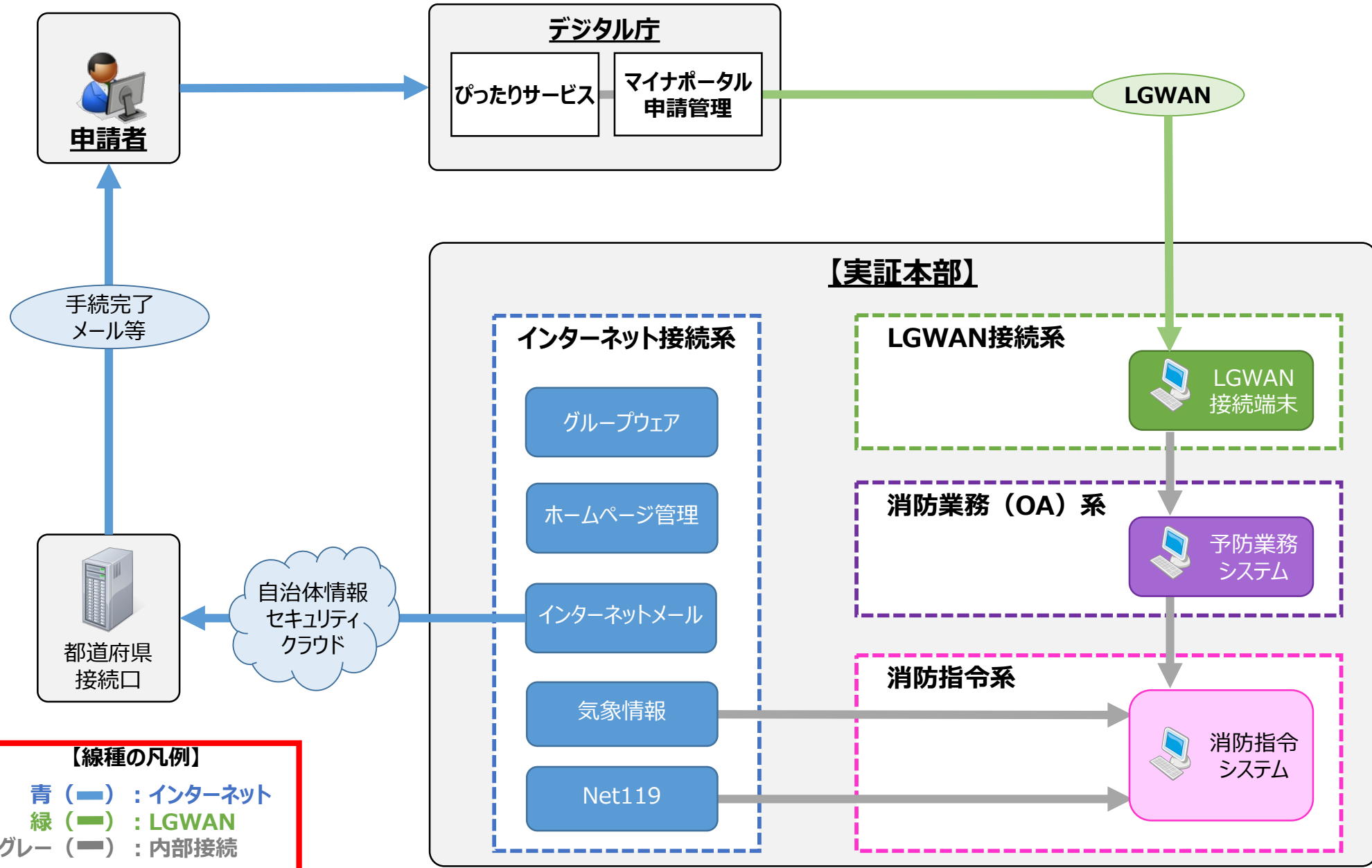
消防本部名（都道府県）	管轄人口 （令和2年4月1日現在）	効果測定期間	
		標準様式①	標準様式②
福島市消防本部（福島県）	284,682人	9/27～11/12	10/18～11/12
横浜市消防局（神奈川県）	3,753,771人	10/1～11/12	11/1～11/12
海老名市消防本部（神奈川県）	136,178人	9/21～11/12	10/18～11/12
衣浦東部広域連合消防局（愛知県）	538,061人	9/21～11/12	10/13～11/12
加古川市消防本部（兵庫県）	326,825人	9/22～11/12	10/18～11/12

実証実験の準備

➤ 実証本部における実証実験の準備は以下のとおり。

準備事項	詳細
① LGWANへの接続	火災予防分野における各種手続の電子申請等導入に当たり、実証本部側でLGWANへ接続した。
② 電子申請等導入時の標準業務プロセスへの準拠検討	各実証本部で標準モデル検討において作成した電子申請等導入時の標準的な業務プロセスへの準拠を検討した。
③ 電子申請等導入に伴う実証本部内調整	電子申請等導入に伴い、実証本部内の業務等について調整を行った。
④ サービスメニューの登録	ぴったりサービスで事業者から各実証本部への申請を可能とするために、ぴったりサービスへサービスメニューを登録し、ぴったりサービス運用部局へ承認申請を行った。また、マイナポータル申請管理から申請データをダウンロードするためにダウンロード担当者手続登録を行った。
⑤ 事前検証	サービス・制度と手続の登録及びダウンロード担当者手続登録を行った後、実証実験開始前にリハーサルとしての事前検証を各実証本部の実際の業務担当者が行った。
⑥ 実証実験に向けた準備	各実証本部と事業者の間で申請を行う手続及び実施内容、事業者から各実証本部への測定結果等の送付期限について調整を行った。また、実証実験用の手続は本番環境で検索できるように一般公開としたため、想定外の事業者から申請される場合があるが、基本的に受け付ける方向で検討した。また、受け付けた申請は任意で測定対象とすることとした。

システム環境のイメージ



実証実験における効果測定について

- 電子申請等導入に伴う手続の効率化効果の測定を行う項目は以下のとおり。
- 手続ごとに、電子申請導入前後で平均処理時間を測定し、比較する。

【効果測定項目】

① 実証本部側の処理時間（p.12,13 黄色矢印部分）

分類	測定対象とする時間
電子申請導入前	「内容確認」から「返却」まで
電子申請導入後	「申請データ受取」から「内容確定」まで

② 事業者側の処理時間（p.12,13 オレンジ矢印部分）

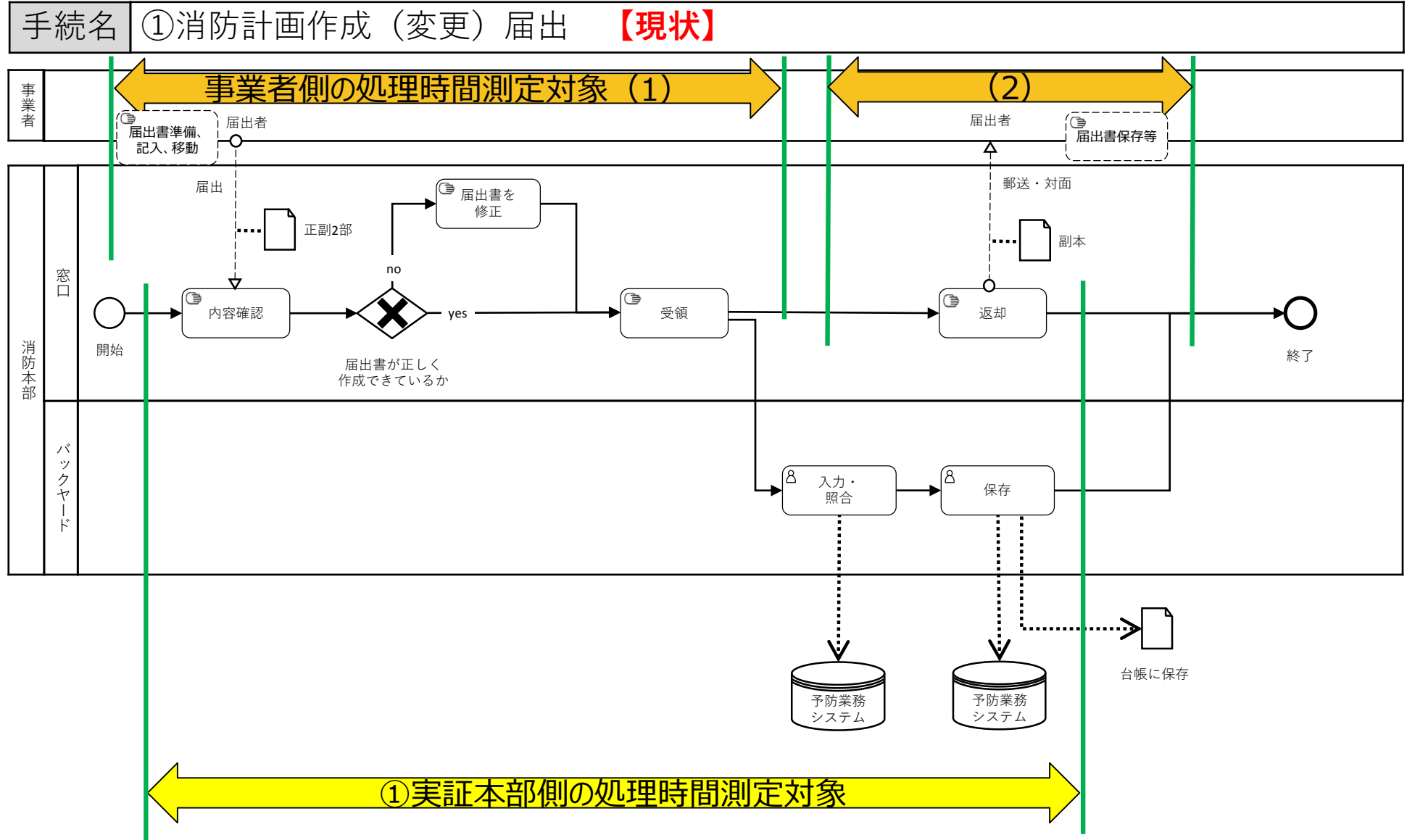
分類	測定対象とする時間
電子申請導入前 ※	「届出書準備」から「受領」まで
	「返却」から「届出書保存等」まで
電子申請導入後	「申請書準備、データ入力」
	「再申請準備、データ入力」
	「申請データ保存等」

※ 様式記載時間のほか、移動時間、窓口での待ち時間も測定する。

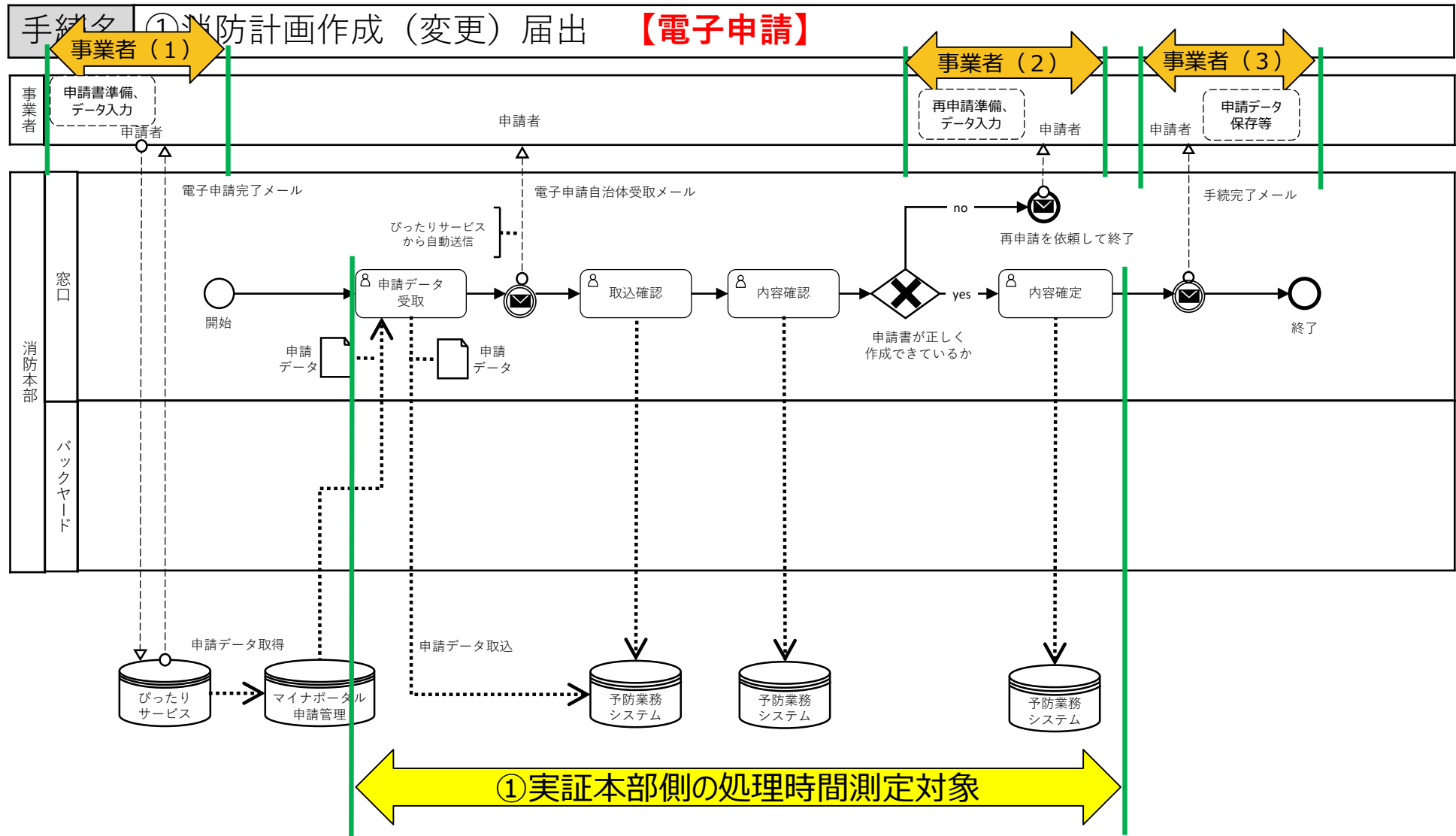
③ 電子申請等導入により削減した紙の量

- ・事業者側で各手続毎に1回分の紙の削減量を測定。

標準業務プロセスにおける効果測定箇所【現状】



標準業務プロセスにおける効果測定箇所【電子申請導入後】



電子申請導入前後の測定件数

➤ 実証本部及び事業者にて行った各手続の電子申請導入前後の測定件数は以下のとおり。

手 続	測定件数（件）			
	電子申請導入前		電子申請導入後	
	実証本部	事業者	実証本部	事業者
①消防計画作成（変更）届出	47	48	85	84
②防火・防災管理者選任（解任）届出	40	41	74	77
③全体についての消防計画作成（変更）届出	7	8	10	10
④防火対象物点検結果報告	15	15	7	9
⑤統括防火・防災管理者選任（解任）届出	5	5	6	6
⑥自衛消防組織設置（変更）届出	12	12	11	11
⑦消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	20	20	8	8
⑧消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告	25	25	13	13
⑨工事整備対象設備等着工届出	20	20	8	8
⑩防災管理点検結果報告	8	9	6	6

電子申請導入に伴い削減された処理時間

➤ 実証本部及び事業者にて行った各手続の電子申請導入前後の処理時間の調査結果は以下のとおり。

手続	平均処理時間（分／件）				削減された平均処理時間（分／件）		
	電子申請導入前		電子申請導入後		実証本部 (a-c)	事業者 (b-d)	合計
	実証本部 (a)	事業者 (b)	実証本部 (c)	事業者 (d)			
①消防計画作成（変更）届出	21	77	16	45	5	31	36
②防火・防災管理者選任（解任）届出	15	64	15	32	0	31	31
③全体についての消防計画作成（変更）届出	17	66	14	26	3	40	43
④防火対象物点検結果報告	13	99	11	33	2	66	68
⑤統括防火・防災管理者選任（解任）届出	29	73	16	31	13	41	54
⑥自衛消防組織設置（変更）届出	18	96	18	47	1	49	50
⑦消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	26	165	22	59	4	107	111
⑧消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告	14	79	13	28	1	50	51
⑨工事整備対象設備等着工届出	21	130	19	56	2	75	77
⑩防災管理点検結果報告	14	97	11	27	3	69	72

実証実験測定結果（①業務の処理時間）

実証実験測定結果及びアンケート回答より考えられる処理時間の考察結果は以下のとおり。

- 電子申請の導入が手続に関する処理時間の削減につながることに、**特に、事業者における処理時間の削減効果が高い**ことが確認された。
 - ⇒ 事業者アンケートの結果から、**手続に伴う事業者の往復移動時間が削減されたことが大きく寄与しているものと考えられる。**
- 期間前半に実施した手続（標準様式①）に比べ、後半に実施した手続（標準様式②）の方が処理時間の削減効果が大きいことが確認された。
 - ⇒ 事業者アンケートの結果から、実証実験の時間経過とともに事業者側の習熟度が上がったことが寄与しているものと考えられる。
- 実証本部の規模（管轄人口や管轄面積）による傾向は確認できなかった。
- 消防計画作成（手続①、③）について、防火対象物の建物規模（大・中・小）に応じた傾向は確認できなかった。
- なお、**申請データのバックアップを取得し、次回の申請時に活用することで、入力時間が更に削減されることが期待される。**

電子申請導入に伴い削減された紙の量

- 事業者にて行った各手続の電子申請の導入に伴い、届出1回における紙の削減量（正本、副本の合計）は以下のとおり。

手 続	1回の届出で不要となる 紙の平均枚数（枚／件）	回答件数 （件）
①消防計画作成（変更）届出	28.4	48
②防火・防災管理者選任（解任）届出	4.4	56
③全体についての消防計画作成（変更）届出	38.6	9
④防火対象物点検結果報告	24.0	10
⑤統括防火・防災管理者選任（解任）届出	6.8	11
⑥自衛消防組織設置（変更）届出	9.3	12
⑦消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	43.5	4
⑧消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告	108.4（※）	11
⑨工事整備対象設備等着工届出	24.7	7
⑩防災管理点検結果報告	12.4	8

※ 事業者の中に大規模ショッピングセンター（2社）があり、添付資料が非常に多かったため（526枚、300枚）

(補足) 電子申請導入に伴い削減された紙の量について

実証実験測定結果及びアンケート回答より考えられる紙の削減量の考察結果は以下のとおり。

- 求められる添付資料の種類や量が多い手順ほど不要となる紙の枚数が増える傾向にある。
- 実証本部の規模（本部の管轄人口や面積の規模）による傾向は存在しなかった。
- 消防計画作成（手順①、③）について、防火対象物の建物規模（大・中・小）による傾向は存在しなかった。

優先順の検討

- 今回標準モデルとして検討対象とした手続は、「一定の申請・届出件数がある様式」又は「一定の申請・届出件数がある様式と一体的に申請・届出が行われる様式」。
- その中でも、添付資料の内容や準備の容易さを踏まえると、「防火・防災管理者選任（解任）届出」は比較的導入が容易であるといえる。
- これらの手続は年間件数としても一定量があるため、早期に対応することで、利用者にとっても利便性向上を広く実感できることが想定される。
- このような手続の性質も踏まえ、各消防本部における業務フローや地域特性、利用者のニーズなどを踏まえ、優先順を付けて対応することも可能である。

普及策の検討（消防庁としての対応）

- 消防庁では、消防本部における標準モデル対応の電子申請等の導入促進のため、以下の取組を進める。

標準モデル対応の電子申請等の導入支援

- 標準モデルに係るマニュアルを活用して消防本部における電子申請等の導入を促進するとともに、既存のプリセット様式についても、ユーザビリティ等の観点から必要な見直しを行っていく。
- 令和4年以降、標準モデル対応の電子申請等を導入する消防本部に対し、アドバイザー等による支援を行う。

各消防本部に対する情報提供等

- 標準モデル対応の電子申請等の導入や運用に際して明らかになった課題やその対応方策、好事例等については、各消防本部に対して適宜情報提供を行うこととする。

標準モデルの拡充

- 今回標準モデル構築の対象とした10様式以外の手続様式についても、ニーズや年間の手続件数等を踏まえ、今後、標準モデルの構築を順次検討する。

予防業務システムの開発ベンダー等に対する情報提供

- 受け付けた電子申請等のデータ処理に当たっては、各消防本部における予防業務システム等との連携が必要となることから、システムを開発しているベンダーに対し、マイナポータル・ぴったりサービスを経由して受け取ったデータを自動で取り込むための機能開発等に必要となる情報の提供に努める。

普及策の検討（消防本部における対応）

- 電子申請等の導入に際し、各消防本部では以下の取組について検討することが望ましい。

事業者等への周知

- 電子申請等を受け付ける際には、各消防本部のホームページやSNS等において事業者等への周知を行っていくことが望ましい。また、手続のため来庁した事業者等に対し、電子申請等により手続を受け付けることが可能となったことを伝えることも有効な手法である。

事業者等のアクセス性の向上

- 独自に電子申請等システムを構築している消防本部等においても、マイナポータル・ぴったりサービスにおいて標準モデル対応の各手続のサービス登録とリンク掲載を実施し、事業者がマイナポータル・ぴったりサービスにアクセスすれば手続先の消防本部等のオンライン窓口に確実にたどり着くような状態になるよう、消防庁から対応を促していくことが望ましい。

今後の課題

- 消防本部における標準モデル対応の電子申請等の導入促進
⇒ 導入マニュアルの配布やアドバイザー支援を含めた支援の検討

- 既存のプリセット様式の定期的な見直し
⇒ 消防本部や利用者のニーズを踏まえ検討

- ニーズや年間の手続件数等を踏まえた新たな手続様式のプリセット
⇒ 消防本部や利用者のニーズを踏まえ検討

- 手続や様式の継続的な見直し
⇒ 手続自体や様式・項目の見直し、添付書類の削減等について引き続き検討